

7 通称名の利用

宣誓する方は、日常生活に用いている通称名を使用することができます。

8 交付書類

宣誓をした方には、2人が対象者の要件を満たしていることを確認の上、市がこれを認めた証として、以下の書類を交付します。

- (1) 多摩市パートナーシップ宣誓書受領証
- (2) 多摩市パートナーシップ宣誓書受領証カード

9 返還

パートナーシップが解消された場合など、どちらかが対象要件に該当しなくなったときは、受領証等の返還をしていただきます。

10 啓発活動

市は、市民及び事業者に対し、パートナーシップ宣誓制度の趣旨が適切に理解され、宣誓者に対して公平かつ適切な対応が行われるよう、啓発活動に努めます。

11 パブリックコメントについて

対象者：多摩市内在住・在勤・在学者

期間：令和3年10月25日(月)～11月8日(月)

閲覧場所：市役所第二庁舎1階行政資料室、市内各図書館、
多摩センター出張所、聖蹟桜ヶ丘駅出張所、永山公民館、
TAMA女性センター、多摩市公式ホームページ

意見提出方法：閲覧場所に設置してある投函箱への投函の他、TAMA女性センターへの直接持参・郵送・
FAX(042-339-0491)にてご提出ください。

12 お問い合わせ

発行：TAMA女性センター

住所：〒206-0011

多摩市関戸4-72ヴィータ・コミュニェ7階

電話：042(355)2110 FAX：042(339)0491

(仮称)多摩市パートナーシップ制度 (案)に対する パブリックコメント募集



赤・橙・黄・緑・青・紫の6色で構成されたレインボーフラッグは、性の多様性を尊重する姿勢を示す意味で、世界的に広く使われています。

パブリックコメント募集期間：令和3年10月25日(月)～11月8日(月)

※閲覧場所・意見提出方法：本パンフレット4ページをご覧ください。

※詳細な要件などについては「(仮称)多摩市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱(案)」をご覧ください。

1 パートナーシップ制度について

性のあり方には「体の性(女性・男性)」だけでなく、「心の性(性自認)」、「好きになるのは男性か、女性か、どちらか、いずれでもないか(性的指向)」、「服装や髪型などをどう表現するか(性表現)」があるとされています。これらの組み合わせは多様にあり、他人から強制されたり、奪われたりするものではありません。

しかし、例えば心と体の性が一致しなかったり、性的指向が同性である人などは性的マイノリティと言われる、偏見や好奇の目で見られるなど、日常生活や社会生活の中でストレスや苦痛、生きづらさを感じています。

パートナーシップ制度は、こうした性的マイノリティと言われる人たちで、入籍することができない方を対象として、互いを人生のパートナーであることを自治体が公認する制度です。令和3年10月11日現在、全国で130自治体、東京都内では12自治体が導入しています。

この制度に法的効力はありませんが、これが広がることにより、公営住宅の入居のほか、病院の付き添いや勤務先の福利厚生、生命保険の受取など、これまで受けることができなかったサービスが受けられる場合が出てくるなど、少しずつですが変化が見られるようになってきています。

市としては、パートナーシップ制度を通じて、当事者の皆さんが抱える生きづらさの解消や、地域における理解促進が図られ、多様な性と生が尊重されるまちづくりにつなげたいと考えています。

2 (仮称)多摩市パートナーシップ制度(案)とは

本制度は、多様な性的指向・性自認に対する理解が未だ十分に進んでいない中で、生きづらさを感じている当事者等への支援として行うものです。自らの意志では解決することのできない性的指向や性自認に関する悩みを抱えている当事者が安定した地域生活を送ることができる社会を実現することを目指します。

具体的には、一方又は双方が多様な性的指向又は性自認をもつ2人の者が、パートナーシップ関係にあることを市に宣誓し、市はこの宣誓に対し、2人が対象者の要件を満たしていることを確認の上、パートナーシップ宣誓書受領証等を交付します。これが(仮称)多摩市パートナーシップ制度です。

そして、この制度を実施する上で必要な事項や要件、手続き等に関してまとめたものが「(仮称)多摩市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱(案)」です。

3 用語について

- (1) パートナーシップ 互いを人生のパートナーとして、日常生活において相互の合意のもと協力し、継続的共同生活を行っている、又は継続的な共同生活を行うことを約した、一方又は双方が多様な性的指向又は性自認をもつ2人の者の関係をいいます。
- (2) 宣誓 市長に対し、パートナーシップにある者の双方が、お互いがパートナーであることを誓うことをいいます。

4 制度を利用できる方

制度を利用できるのは、以下のすべてに該当する、一方又は双方が多様な性的指向又は性自認をもつ2人です。

- (1) 宣誓当日において、民法に規定する成年に達していること。
- (2) 一方又は双方が多摩市内に住所を有する、またはその予定があること。
- (3) 配偶者がいないこと及び当該宣誓に係るパートナーシップ以外のパートナーシップを有しないこと。
- (4) 双方の関係が民法第734条(近親者間の婚姻の禁止)及び第735条(直系姻族間の婚姻の禁止)の規定により、婚姻をすることができないものでないこと。

5 必要な書類

宣誓する際は、市が用意した指定の様式に記入の上、本人確認及び要件を満たしていること確認のため、以下の書類の提出が必要となります。

- (1) 住民票の写し
- (2) 戸籍抄本もしくは戸籍証明書又は独身証明書。外国籍の方の場合は、本国が発行した婚姻要件具備証明書等及びその日本語訳など。
- (3) 本人確認書類(マイナンバーカード、パスポート、運転免許証など)

6 制度利用の流れ

